

9 安佐北区



安佐北区口田南の被災地

被害の概要

安佐北区での被害は、死者3名（口田学区）、軽傷3名（うち2名は消防署員等による救出）、住家被害は803棟（全壊21棟、半壊157棟、一部損壊15棟、床上浸水394棟、床下浸水216棟）、非住家被害は315棟（全壊21棟、半壊34棟、一部損壊5棟、床上浸水241棟、床下浸水14棟）に及んだ（平成30年11月1日現在）。また、安佐北区役所高陽出張所ほか6棟の公共施設も被災し、高陽出張所は7月29日まで3週間閉庁した。

人的被害を含む大きな被害が発生した地域は、安佐北区東部の三篠川沿いから太田川左岸の白木・高陽地区に集中し、根の谷川沿いの区中央部で大きな被害を受けた平成26年の8・20豪雨災害とは被災区域が異なる。この豪雨により口田学区などで土石流が発生したほか、矢口川、奥迫川の内水氾濫により家屋の床上浸水や道路冠水が発生し、多くの住民が避難を余儀なくされた。また、三篠川の河川氾濫により第1三篠川橋梁（三田学区）など合計15の橋りょうが被災し、特に鳥声橋（狩小川学区）の落橋により水道管が切断され、白木・狩留家地区約3,100世帯で最大3週間余り断水した。落橋のほか土砂崩れ、河川氾濫等により多くの道路が通行止めとなり、交通が寸断され、公共交通機関も運休した。

このほか、白木町神ノ倉山で、この災害による地すべりの痕跡を確認し、7月11日に井原学区三篠川以東の迫田地区など5地区に避難指示（緊急）を発令した。避難指示（緊急）はその後、広島県による現地調査や地盤伸縮計による観測結果を受け、対象地区を沼、中束の2地区に縮小した上で避難勧告に変更、10月31日に避難情報を解除した。

区災害対策本部の設置

7月5日9時21分に大雨警報が発表された後、管内河川の水位上昇により、16時10分に鈴張川、17時10分には根谷川において避難判断水位に到達したため、対象区域に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、区災害警戒本部を設置した（16時33分洪水警報発表）。

その後、降雨は一旦小康状態となり、洪水警報は解除され、いずれの河川も避難判断水位を下回ったことから、20時30分にすべての避難情報を解除し、区災害警戒本部を廃止した。

しかし、これまでの降雨により土砂災害の危険性は依然高まっていること、さらに今後の気象予測から広島県には梅雨前線が停滞し、いつ激しい降雨があるか見通しが立たない状況であることから、災害につながるような大雨となることも想定し、7月6日9時頃から区役所4階講堂に区災害対策本部の設置を準備し、同場所において引き続き初動対応に当たっていたところ、再び激しい降雨により、12時15分に区災害警戒本部を再設置、続いて14時25分に区災害対策本部を設置した。

区災害対策本部各班の活動状況

■本部

安佐北区災害対策本部は、区長を本部長として、副本部長（副区長、厚生部長、農林建設部長、下水道担当部長）、本部員（区政調整課長、地域起こし推進課長、市民課長、生活課長、維持管理課長）、6つの班（本部班、情報班、庶務班、調査・応急復旧班、避難収容班、救援救護班）で組織し、所属職員を指揮監督するとともに、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令等、災害対応に関する意思決定等を行った。

区災害対策本部の設置後は、本部長（区長）へ報告された情報を基に、各副本部長から各本部員に災害対応に対する迅速かつ的確な指示を行った。

発災後は、各種災害対応の戦略を総合的に決定するため、防災体制連絡会議を連日開催し、本部各班が直面している課題等を共有しながら、共通の災害対応の目標を設定し、円滑な本部運営を図るとともに、災害復旧・復興へ早期に移行するための事前検討も行った。

■本部班

地域起こし推進課の職員で構成され、主に気象警報等の防災情報の収集・分析、避難勧告等の発令・解除の発信及び指定緊急避難場所の開設等の連絡調整のほか、災害対応に関する業務全般を総括した。

区災害対策本部の設置前は、区内全域に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令し、区内26か所の指定緊急避難場所を開設した。

区災害対策本部の設置後は、土砂災害及び洪水に関する避難勧告等の発令のほか、必要な区域に指定緊急避難場所の追加開設を行うとともに、大雨特別警報発表後は区内全域に土砂災害に関する避難指示（緊急）を発令した。

発災後は、防災関係機関等と緊密な連携のもと各種災害対応に当たるとともに、罹災証明書の受付開始に伴い、班員の役割分担を明確にし、それぞれの業務に当たった。

■情報班

区政調整課（庶務班に動員されたものを除く）、各出張所、会計課、保険年金課、市民課、他局等からの応援職員で構成され、被害情報の収集・伝達・報告及び市民相談への対応等を行った。

区災害対策本部の設置後は、同本部及び各出張所において、被害速報の作成（市民等からの情報提供等の聞き

取り、応急復旧班等に伝達）、市民等からの問い合わせへの対応（対応課の案内、被災者支援に関する情報の広報等）及び市民相談（被災者支援総合窓口開設までの間）等への対応に当たった。

■庶務班

区政調整課の職員（情報班に動員された者を除く）で構成され、区災害対策本部の庶務に関する業務を行った。

区災害対策本部の設置後は、市災害対策本部との連絡調整（動員人数等の報告等）、避難所運営要員等の応援要請、被災者支援総合窓口の運営及び市民からの問い合わせ（他課が所管しない内容のもの）等の対応に当たった。

■調査・応急復旧班

農林建設部各課の職員で構成され、道路冠水、護岸崩壊、土砂崩れによる道路閉鎖、橋りょうの損壊や落橋などの発生に伴う道路交通規制を速やかに行い、最大時105名が活動に従事した。

被害箇所について、最大8班からなる現地調査グループが被害状況の確認を行い、応急復旧グループが、土砂撤去や土のうの設置など、緊急的な措置を講じた。

住民からの被害情報が5,000件を上回る大規模な災害となり、限られた人員の中で、連日昼夜の従事となったが、道路の損壊等により通行できず、現場に行くことが困難な場合もあり、対応に日時を要することになった。

また、区災害対策本部では、道路交通情報の問い合わせへの対応、被害箇所の調査結果の取りまとめ等を行うとともに、情報班との連絡調整を密にするなど連携を図った。

■避難収容班

市民課、保険年金課、各局等の職員で構成され、避難所に係る連絡及び調整や、被災者の避難誘導及び収容に関する業務を行った。

7月6日12時43分に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、26か所の指定緊急避難場所を開設した。また同日夕刻は浸水により深川小学校が使用できなくなったため、校舎に孤立した避難者を救出し、新たに指定緊急避難場所として開設した安佐北区スポーツセンターに搬送した。また、根谷川の氾濫の恐れにより、県立可部高等学校を指定緊急避難所として追加開設した。

翌7日早朝には、全体で2,000名を超える避難者を収容した。同日以降の大雨の状況は、徐々に改善されたが、三篠川水系及び口田地区の被害は甚大であり、引き続き避難所を設置し、避難者の収容に努めた。その後、10月31日に神ノ倉山に係る避難勧告の解除による井原小学校の閉鎖をもって、すべての避難所を閉鎖した。

■救援救護班

厚生部各課の職員で構成され、避難者の救援・救護では、避難情報を発令した際、遠方親族からの安否確認の依頼に対し、近隣の民生委員の協力を得て対応した。さらに、避難行動要支援者名簿（同意者）と避難所避難者名簿との照合を行うとともに、民生委員、児童委員や地域包括支援センター等からの情報を参考にして安否確認を行った。また、道路が寸断され、受診ができなくなった人工透析患者に対し病院と消防との連絡調整を行った。

救援物資の保管、調達・提供については、広範囲に渡り断水したため、発災直後は水道局から水を調達し避難所に配ることを優先して行った。また、自衛隊からの給水提供も受けた。生活物品等については、協定業者からの調達と職員による避難所への配達に時間を要し、避難所にタイムリーに届けることに苦慮したため、職員が避難所の近隣の業者を探し、必要な救援物資の確保と手配を行い、迅速に避難所へ届くよう改めた。物資や弁当の配送は、主にケースワーカーが従事し、避難所での生活相談にも応じた。避難所の避難者減少後は協定業者からの調達が困難となったため、調達可能な業者を探し対応した。

保健所からの避難所衛生管理指導等については、交代する避難所従事職員へ周知の徹底を図った。その他、厚生部の医師・保健師等がチームを編成し、7月7日から8月9日まで避難所を巡回した。7月10日からは、被災地域を訪問し

て健康状態の確認、医療・保健・福祉ニーズの把握、健康相談、熱中症予防の指導等を実施した。

なお、継続的に支援が必要な者については、引き続き支援を行っている。

関係機関との連携

区災害対策本部が設置された後、情報連絡員として、安佐北消防署の職員を区災害対策本部に、安佐北区役所の職員を安佐北消防署の本部に配置し、災害発生前より区と消防で情報共有を行い、発災時・発災後は、街頭広報やサイレンの吹鳴、被害情報の共有などを行った。また、安佐北警察署とは発災後から避難者数等の情報共有を行うとともに、同署に対して避難所周辺のパトロール等の協力を依頼した。このほか、安佐北消防署と安佐北警察署とは、井原学区の神ノ倉山の地すべり対応において区災害対策本部と連携を密にした。避難者数はもとより、避難していない人の状況等の情報を共有し、避難勧告を発令した対象区域に居住する住民の避難等について円滑に対応できるよう備えた。

自衛隊とは、今回の災害で特に被害が大きかった白木町に風呂を設置できるよう区災害対策本部と調整し、避難者の入浴を支援した。被災者の入浴支援については、多くの福祉施設や銭湯からも協力を得られた。

国・県等には、市の関係課との連携により、食料・飲料のみならず、空調や冷蔵庫など、避難所の生活環境の改善につながる物資の支援を得られた。通常の避難所での生活が困難な避難者については、福祉施設と連携し、福祉避難所を開設した。社会福祉協議会と厚生部も連携して、被災者に対する総合的な支援を行った。

また、国土交通省広島国道工事事務所（可部出張所）から、散水車による雑用水の応急給水を行いたい旨、区災害対策本部に打診があり、市災害対策本部のリエゾンとの調整を行い、7月12日午後から13日にかけて、国による散水車を利用した雑用水の応急給水が白木地区で行われた。

さらに、社会福祉協議会ボランティアセンター支援チームによる被災地域の巡回相談により把握した要支援者や見守りが必要な者等についてミーティングを行い、保健師と情報共有を図り、必要な支援につなげた。

避難所の開設・運営

7月6日12時43分、区内全域に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、区内26か所の指定緊急避難場所を開設した。開設した指定緊急避難場所のうち、飯室小学校においては、前日7月5日の鈴張川水位上昇の影響により、7月6日13時現在で14名の住民が避難していた。

その後、7月6日14時05分の土砂災害警戒情報発表後に、同日18時現在で区内の避難者が119名となり、続いて、19時40分の大雨特別警報発表後は、7月7日4時現在で最大2,176名となった。このうち、平成26年8月豪雨災害の被災地では、その後の防災意識の向上から、円滑な避難が行われた例が見られた。

避難所担当職員にあっては、各避難所に2名1組で、増加する避難者の受け入れのほか、防災備蓄倉庫から毛布等の必要物資搬出等の対応に当たった。

【主な避難所】

■口田小学校

口田小学校は、7月6日12時43分に指定緊急避難場所として開設した。避難所担当職員2名と口田学区町内連合会・自主防災会連合会の会長をはじめとする役員が開設し、避難者の受け入れなどを行った。口田南三丁目、五丁目で発生した土砂災害、矢口川の氾濫により、多くの住民が長期にわたる避難生活を送ることとなり、7月6日18時頃から10月30日の閉鎖まで、最大35世帯60名が避難した。避難所運営は、地元の役員が中心となって行った。



避難所（口田小学校）

避難所では、7月7日の朝食から食料・飲料を提供し、避難者が退所するまで継続的に支援が行われた。また、国・県と市関係課の連携のもと、避難所環境の改善のため、スポットクーラーや扇風機、段ボールベッドなどの物資を提供した。また、商工会や企業等からも冷蔵庫やテレビ、タオル、肌着などの援助があった。物資だけでなく、罹災証明書の申請や市営住宅のあっせんなどの生活相談窓口の巡回を行ったほか、保健師が巡回し、避難者の身体や心のケアを行うなど、様々な形で避難者の生活を支援した。

多くの応援職員や地元自主防災会等役員の協力のもと避難所を運営してきたが、避難者が退所し、10月30日に避難所を閉鎖した。

■井原小学校

井原小学校は、7月6日12時43分に指定緊急避難場所として開設した。避難所担当職員2名と井原地区町内会自治会連絡協議会・自主防災会連合会の会長をはじめとする役員が避難所を開設し、避難者の受け入れなどを行った。最大103名が避難したが、7月11日に全員が退所したため、避難所を閉鎖した。

その後、神ノ倉山において地すべりの危険性が確認されたことから、井原学区の迫田・沼・中束・明神・高瀬の5地区の住民が再び避難することとなった。その後の県の調査等により、沼・中束の2地区を対象地区を限定した。その上で、神ノ倉山付近での降雨により、注意喚起や避難指示(緊急)の情報を発信し、区災害対策本部が安佐北消防署、安佐北警察署と連携しながら対象地区住民の避難の呼び掛け等の対応を行った。避難所運営は、地元の役員が中心となって行った。

避難所では、食料・飲料だけでなく、クーラーや段ボールベッド、冷蔵庫、テレビなどの避難所生活に必要な物資については国・県との連携により提供するとともに、商工会や企業からの援助を受けた。また、社会福祉協議会、自治会、地域包括支援センター等と協力のもと、体操や交流を行う「おしゃべりカフェ」を8月から定期的に開催した。さらに、保健師やDPATチームが巡回して避難者の心身のケアを行うとともに、保健師が自治会等と協力し、おしゃべりカフェの場を活用して健康相談を行った。

これまでの観測結果から、一定の降雨状況下においては、神ノ倉山の地すべり発生の可能性が低いことに鑑み、対象地区住民に対して説明会を開催し、ハード整備完了までの避難行動等を説明したうえで、10月31日に避難所を閉鎖した。

被災者相談窓口

区政調整課(情報班に動員された者を除く)及び健康福祉・地域共生社会課からの派遣職員により、被災者支援総合窓口の運営を行った。

区災害対策本部設置後は、区役所及び避難所において罹災証明書の発行、見舞金等の支給、税金の減免等に係る各種申請手続の案内など、7月11日から延べ約440名から700件の相談を受け付けた(平成30年12月末現在)。



避難所(口田小学校)



神ノ倉山の地すべりの様子

避難所運営の好事例 (井原小学校)



避難所の長期化に備え、避難者のプライベートスペースを確保することにより、ストレス軽減を図るため、避難者間仕切りシステムを導入した。

復旧・復興に向けて

【道路啓開・緊急車両の通行ルートの確保】

高陽・白木地区を中心に、多数の道路と河川が被災した。高陽地区では、主要地方道広島三次線に大量の土砂が流れ込み、通行不能となったが、道路啓開を行い、矢口南交差点から市中心部に向かう新道は7月9日に、バス通りである旧道は7月31日に通行を再開した。白木地区では、河川と並行する県道や市道を中心に被災し、多くの箇所が通行不能となったが、応急復旧工事を行い、主要地方道広島三次線は7月19日、主要地方道東広島白木線は8月2日に片側交互通行により通行を再開した。

また、緊急車両の通行を確保するため、警察と連携し、主要地方道広島三次線の放置車両21台の調査を行い、所有者へ移動を促すとともに、所有者が早急に移動できない放置車両4台については、災害対策基本法に基づきJAFの協力を得て、一時保管場所へ車両の移動を行った。7月10日には、道路上の車両を移動させ、緊急車両の通行ルートを確保した。

【道路の復旧】

市が管理する道路は47路線、計71か所が被災し、被災箇所数は高陽・白木地域が6割を占める。被災の形態としては大きく二つあり、一つは、口田地区における土石流や矢口川の氾濫による道路への土砂堆積で、もう一つは、三田地区における河川護岸と兼用している道路について、増水した河川による護岸崩壊に伴う道路の崩壊である。これらのうち、河川護岸の崩壊に伴い被災した道路の復旧については、現在、国の災害査定を受けている状況であり、今後、地元の意見も聴きながら、速やかに復旧工事を発注する予定である(主要地方道広島三次線(三田工区)については、既に発注し、12月12日18時から交通開放している)。

【橋りょうの復旧】

市が管理する橋りょうは15橋が被災し、不通となっている。このうち、高陽・白木地域の被災橋りょうは14橋(うち三篠川の橋りょうは10橋)。増水した河川により、橋桁が全部又は一部落橋したものや、洗掘等による橋脚の沈下等により橋桁が変形したものがある。現在、復旧方法について検討を行っており、方針が出た橋りょうについては、改良復旧も念頭に置きつつ、国土交通省と協議を行っている。今後、協議が整ったものから査定を受け、地元の意見も聴きながら、速やかに復旧工事を発注する予定である。

【河川の復旧】

市が管理する河川は110河川、計529か所が被災し、被災箇所数は高陽・白木地域が4分の3を占める。増水により護岸の水衝部において崩壊、複数箇所被災した河川が多数ある。現在、国の災害査定を受けている状況であり、今後、地元の意見も聴きながら、速やかに復旧工事を発注する予定である。

【農地の復旧】

農地及び農業用施設等は高陽・白木地区を中心に299か所が被災した。被災した農地において営農を再開できるようにするには、農地の復旧と同時に、水路・農道、ハウスなどの農業用施設の復旧が不可欠であり、今後、国・県の協力を受け、農地及び農業用施設などの災害復旧事業を推進し、早期復旧に努める。

【下水道の復旧】

下水道施設は高陽・白木地区で多数被災した。口田地区においては、大量の土砂が水路や汚水・雨水管内(延長1,120m)に堆積した。堆積土砂の撤去に当たっては、閉塞や堆積の多い箇所から機能回復を優先する方針で作業を行った。バキューム車と誘導員不足のため、全ての撤去には日時を要している。白木町の農業集落排水においては、主に河川の護岸崩壊により、埋設されていた汚水管が破断した。圧送管やポンプ施設の破損を伴う箇所もあり、その他の地区を合わせると12か所被災した。被災後、速やかに仮接続を行い、下水道を使用できる環境を整えた。今後は、護岸の復旧に合わせて、下水管の本復旧を予定している。(いずれも平成30年12月末時点)

『安心して暮らせるまちに』

安佐北区長

くにしげ としひこ
国重 俊彦



安佐北区では、平成26年の8.20豪雨災害に続き、昨年7月の豪雨により甚大な被害が発生しました。7月5日から降り始めた雨は6日になっても降り止むことなく、逆にその激しさを増していきました。区災害対策本部では、4年前の教訓から早め早めの避難情報の発令等に努め、河川の越水や土砂崩れ等が相次ぐ中で対応に全力を尽くしたものの、自然の猛威は凄まじく、口田地区で発生した大規模な土石流により、3名の尊い命が奪われました。また、道路・橋りょう等の公共施設のほか、農地や農業用施設にも大きな被害が生じました。加えて井原地区の神ノ倉山においては、大規模な地滑りという新たな事象も発生し、長期にわたり周辺住民への避難指示を発令するなど緊張した状態が続きました。今回の災害により犠牲者の発生を防ぐことができなかったことは痛恨の極みです。

今後このような災害で再び犠牲者を出さないよう、また市民への被害を最小限に抑えることができるよう、職員に対する平常時からの防災対策への意識付けや地域住民の防災意識の向上等に努め、安全で安心して暮らせるまち安佐北区の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

安佐北区の概況

市の北部に位置し、太田川、三篠川流域に開けた旧安佐郡の安佐町、可部町、高陽町と旧高田郡白木町を含む広い区域で、面積は市域の約39%を占める。

区内には、雄大な山容と眺望を誇る白木山をはじめ、標高700mを超える高山が数多く連なっている。河川は、太田川や根谷川、三篠川があり、根谷川、三篠川はいずれも太田川水系である。

可部・高陽地区は市街化が進行し、商業地、住宅団地が混在した都市的性格を有し、安佐・白木地区は森林・耕地面積が多く、農村的性格が強い地域である。

主要な道路は島根県に連絡する国道54号、183号、191号、261号及び主要地方道広島三次線がある。また、鉄道はJR可部線と芸備線があるが、地形的な制約から区内の各地区は山地や河川に隔てられた形となっている。



人口・世帯数：平成30年12月末現在(住民基本台帳登録による)
面積：平成30年10月1日現在(国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による)

口田地区

大規模な土石流により、多くの家屋が土砂に流され、3名が亡くなった。また、矢口川の内水氾濫により、家屋の床上浸水や道路冠水などの被害が発生した。





口田地区

狩留家・ 上深川地区

湯坂川が氾濫し、護岸や道路等が被害を受けたほか、湯坂口のJR芸備線下の道路が冠水した。



深川地区

奥迫川の内水氾濫により、家屋の床上浸水や道路冠水などの被害が発生した。また、指定緊急避難場所として開設していた深川小学校も床上浸水の被害を受け、孤立状態となった。



白木地区

三篠川や支流の関川の氾濫等により、護岸や道路等が大きな被害を受け、交通が寸断された。また、農地や農業用施設の被害も大きかった。

